

三島市ツアーバス誘客事業支援実施要項

(事業目的)

一般社団法人三島市観光協会（以下「事務局」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少した観光客の回復を図るため、貸切バスツアーを行う旅行会社への助成により、本市への誘客促進を図る。

(助成対象)

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けた旅行会社であること。

(助成金額)

助成金額は、バス 1 台あたりにつき、下表のとおりとする。

区分	助成金額
三島市内で宿泊を伴わないツアー	30,000 円／台
三島市内での宿泊を伴うツアー（1 泊のみ対象）	60,000 円／台

(助成要件)

次の各号に掲げる要件を全て満たすツアーであること。

- (1) 出発地が三島市外かつ貸切バスを利用したツアーであること。（マイクロバスを含む。）
- (2) 出発地が静岡県及び隣接県（神奈川・山梨・長野・愛知）であること。（今後対象地域が変更になる場合があります。）
- (3) バス 1 台につき 15 名以上の参加者（乗務員及び添乗員を除く）があること。
- (4) 次に掲げる業種別ガイドライン等を遵守し、新型コロナウイルス感染症対策がなされていること。
 - ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン
 - ・貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン
 - ・その他、ツアー内容や行程に応じて必要と考えられる業種別ガイドライン等
- (5) 市内宿泊を伴わないツアーの場合、市内飲食施設または、別添「対象観光施設」に定める市内観光施設が行程に入っていること。
- (6) 令和 3 年 11 月 29 日（月）から令和 4 年 2 月 28 日（月）までの間に催行され完了するバスツアーであること。ただし、予算上限に達し次第、募集を締切る。

(助成の対象外)

前項のうち、次の各号に掲げるものは対象外とする。

- (1) 国や自治体、公的な団体が実施する研修旅行および教育旅行
- (2) 慶弔行事に伴う送迎バス
- (3) 宗教活動や政治活動の一環の旅行
- (4) 公序良俗に反するなど、事務局が不相当と認めるもの

- (5) 観光施設の利用をツアー参加者の選択制とするもの
- (6) 他市町村の補助金や助成金と併用は不可（国や県の補助金や助成金とは併用可）

◇申請の流れ◇

ステップ1 申請（旅行者→事務局）

ツアー出発日の 10 営業日前までに以下の書類を事務局へ提出する。

<提出書類>

- ・三島市ツアーバス誘客事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ツアー行程が分かるもの（チラシ、パンフレット可）



ステップ2 交付決定（事務局→旅行者）

三島市ツアーバス誘客事業助成金交付決定通知の送付

（様式1号の受付者記入欄に決定番号、交付見込額を記入し、申請者へ返送）



ステップ3 ツアー実施（旅行者）



ステップ4 実績報告（旅行者→事務局）

ツアー実施終了後、すみやかに以下の書類を事務局へ提出する。

【提出書類】

- ・三島市ツアーバス誘客事業助成金実績報告書兼請求書（様式第2号）及びツアー実績報告書（様式第2号別紙／別書式可）
- ・施設領収書（宿泊、飲食、入場）の写しの添付または施設の押印を受けた利用（施設及び宿泊）証明書（様式第3号）



ステップ5 助成金の交付（事務局→旅行者）

報告書類を審査し、内容が適正と認められる場合、助成金を交付する。

(申請方法)

助成金の交付申請をしようとする者は、ツアーの出発日の 10 営業日前までに、「三島市ツアーバス誘客事業助成金交付申請書（様式第 1 号）」に必要書類を添えて、事務局へ提出しなければならない。

[提出書類]

- ・三島市ツアーバス誘客事業助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ツアー行程が分かるもの（チラシ、パンフレット可）

[提出方法]

上記書類はメール、FAX のいずれかの方法により、事務局に提出するものとする。

[受付期間]

令和 3 年 11 月 19 日（金）から令和 4 年 2 月 18 日（金）まで（予算の上限に達し次第、募集を締め切る。）

(助成の決定)

助成金交付申請後、ツアー内容等を速やかに審査し、助成金の交付可否を決定したときは、メールまたは FAX にて、決定番号及び交付見込額を申請者に通知する。なお、ツアーの催行実績が申請書に記載された催行予定人員、バス利用台数を上回っても、交付金上限を超えて助成金を請求することはできない。

(変更及び中止)

申請者は、ツアーが中止もしくは申請要件を満たさなくなった場合には、すみやかにその旨を以下の方法で事務局へ通知しなければならない。

[通知方法]

様式第 1 号の決定通知の下部の申請取り下げ欄に日付・担当者名を記入し、メールまたは FAX により事務局へ通知するものとする。

(実績報告)

交付決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、すみやかに「三島市ツアーバス誘客事業実績報告書兼請求書（様式第 2 号）」に必要書類を添えて、事務局へ提出しなければならない。

[提出書類]

- ・三島市ツアーバス誘客事業実績報告書兼請求書（様式第 2 号）及びツアー実績報告書（様式第 2 号別紙／別書式可）
- ・施設の押印を受けた利用（施設及び宿泊）証明書（様式第 3 号）もしくは施設の支払いがわかるもの（請求書、領収書、クーポン等）のコピー
- ・ツアー行程が分かるもの（最終版）

[提出先]

請求書に押印の上、FAX またはメールにて事務局に提出するものとする。

[報告期限]

最終報告期限をツアー完了後 30 日以内又は令和 4 年 3 月 4 日（金）までとする。

(助成金の交付)

事務局は、提出された報告書類を審査し、内容が適正と認められる場合、助成金を交付する。

(その他)

事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 1 申請書の提出日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、旅行業法等の違反による営業停止等の処分
が決定した場合。
- 2 交付決定の内容に違反したとき。
- 3 前条に規定する指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- 4 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(留意事項)

三島市又は旅行出発地域にまん延防止等重点措置、緊急事態宣言又は独自の外出自粛要請が発出されている期間は、補助を停止する。

【事務局 連絡先・送付先】

一般社団法人三島市観光協会

住所：〒411-0036 静岡県三島市一番町 2 番 29 号 4 階

TEL：055-971-5000

FAX：055-971-8882

E-Mail：info@mishima-kankou.com

1 対象となる観光施設について

名称	条件	備考
1 三島スカイウォーク	入場（年中無休）	
2 楽寿園	入園（月曜休園／他休園日ご注意ください）	無料入園（入園料減免）する場合は対象外
3 佐野美術館	入館（木曜休館／他休館日ご注意ください）	
4 宝物館（三嶋大社内）	入館（期間中休館日なし）	
5 伊豆フルーツパーク	お食事利用（年中無休）	フルーツ狩も可
6 三嶋大社正式参拝ツアー	ツアー参加（有料@1,000円）	事務局に申込み（調整後の回答となります）
7 上記以外の市内有料観光施設	入場料等の支払いがあること	事務局へ事前相談必須

2 対象外となる場合

- ・上記観光施設の条件を満たさない、もしくは参加者の一部しか満たさない場合
- ・上記以外の無料観光施設の場合（山中城跡、中郷温水池、源兵衛川、白滝公園など）
- ・その他、利用が証明できない場合

3 注意事項

- ・楽寿園について、無料入園（入園料減免）を利用する場合は、対象外とする。
- ・「上記以外の有料観光施設」は、市内にあるものに限る。